

口座の売買・譲渡・譲受・貸借、ならびに不正利用は犯罪です

口座の売買・譲渡・譲受・貸借、第三者による不正利用は犯罪行為であり、社会全体に重大な影響を与える行為です。これらの行為は詐欺等の金融犯罪に悪用される場合があり、知らないうちに犯罪の当事者になるおそれがあります。

何らかの理由で口座を売買・譲渡・譲受・貸借しようとして検討されている場合、直ちに中止してください。

記

当金庫は、口座の不正な開設・譲渡・売買および不正利用に関して、厳格な対応方針を採用しております。

- ・ 不正行為が確認された場合、ただちに口座の凍結と利用停止を行います。
- ・ 必要に応じて警察や関係機関への報告を行い、法的措置を取る場合があります。
- ・ 口座の利用目的や取引の内容等を確認させていただく場合があります。

お客さまへのお願い

- ・ 不正行為に関与された場合、重大な責任を問われることがあります。口座はご本人様専用のものであり、第三者への売買・譲渡・譲受・貸借は絶対に行わないでください。
- ・ 不審な依頼や勧誘を受けた場合には、安易に応じることなく警察や当金庫窓口にご相談ください。

以上